

国土交通委員会

委員一覧（25名）

委員長	吉田 博美	(自民)	榛葉 賀津也	(民主)	伊達 忠一	(自民)
理 事	大江 康弘	(民主)	田名部 匡省	(民主)	長谷川 大紋	(自民)
理 事	長浜 博行	(民主)	羽田 雄一郎	(民主)	藤井 孝男	(自民)
理 事	谷川 秀善	(自民)	平山 幸司	(民主)	山本 順三	(自民)
理 事	鶴保 庸介	(自民)	広田 一	(民主)	脇 雅史	(自民)
理 事	鰐淵 洋子	(公明)	藤本 祐司	(民主)	西田 実仁	(公明)
	池口 修次	(民主)	室井 邦彦	(民主)	渕上 貞雄	(社民)
	川上 義博	(民主)	山下 八洲夫	(民主)		
	輿石 東	(民主)	佐藤 信秋	(自民)		

(19.10.23現在)

（1）審議概観

第168回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案1件及び承認案1件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願4種類12件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

気象 地震及び噴火による被害の軽減を図るため、断層運動による地震動及び火山現象についての一般的な利用に供する予報及び警報を気象庁に義務付けるとともに、気象庁以外の者による地震動及び火山現象の警報の制限等の措置を講じようとする**気象業務法の一部を改正する法律案**については、観測体制の適正化と警報の信頼性の向上、予報・警報の提供と利用の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

特定船舶 **特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件**については、多数をもって承認された。

〔国政調査等〕

10月23日、国土交通行政の諸施策について、冬柴国土交通大臣から説明を聴取した。

10月30日、質疑を行い、道路整備の中期計画の事業規模、道路特定財源の暫定税率引下げ、道路特定財源の高速道路料金引下げ財源への充当、改正建築基準法の施行に伴う建築確認の遅延等の発生原因と運用改善、米子空港の国際線の運航維持、来年度新設の運輸安全委員会の独立性確保、道路特定財源の地方への譲与拡大、耐震基準を満たさない公共建築物を貸し出すに当たっての安全性の判断基準、活断層の危険性に関する研究状況と公表の在り方、海上輸送用水バッグの実用化、茨城空港の整備状況及び開港後の利活用方、都市再生機構賃貸住宅の再編整備の在り方、高速道路料金割

引制度の拡充、海岸の浸食防止策の推進、自動車の整備点検不良による事故情報の収集強化、タクシー運賃改定による運転手の待遇改善、乗合バス管理委託制度の実態などの諸問題が取り上げられた。

11月27日、福島県における道路、港湾等の整備に関する実情調査のため、視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年10月23日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可した。
- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について冬柴国土交通大臣から説明を聴いた。

○平成19年10月30日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 道路特定財源の見直しに関する件、改正建築基準法の実施状況に関する件、地方空港における国際線の在り方に関する件、耐震基準に満たない公共建築物に関する件、都市再生機構賃貸住宅の在り方に関する件、タクシー運賃改定による運転手の待遇改善に関する件等について冬柴国土交通大臣、小泉財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕池口修次君（民主）、川上義博君（民主）、広田一君（民主）、鶴保庸介君（自民）、長谷川大紋君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、西田実仁君（公明）、渕上貞雄君（社民）

○平成19年11月8日（木）（第3回）

- 気象業務法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年11月13日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 気象業務法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕長浜博行君（民主）、佐藤信秋君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、渕上貞雄君（社民）

（閣法第3号）賛成会派 民主、自民、公明、社民
反対会派 なし

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第1号) 賛成会派 民主、自民、公明
反対会派 社民

○平成20年1月15日(火)(第5回)

- 請願第917号外11件を審査した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

気象業務法の一部を改正する法律案(閣法第3号)

【要旨】

本法律案は、地震及び噴火による被害の軽減を図るために、近年の技術の進展、観測体制の充実により可能となった、断層運動による地震動(以下単に「地震動」という。)及び火山現象についての一般的な利用に適合する予報及び警報を気象庁に義務付けることとする等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、気象庁は、地震動及び火山現象についての一般的な利用に適合する予報及び警報をしなければならないものとする。
- 二、気象庁は、地象の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならないものとする。
- 三、気象庁以外の者が地震動又は火山現象の予報の業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないものとする。
- 四、気象庁以外の者は地震動及び火山現象の警報をしてはならないものとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行するものとする。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、
特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第1号)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成19年10月9日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

- 入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。
- 一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

- 二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成20年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成20年4月13日までの間。
- 三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。